

占用者の皆様へ

平成 26 年 2 月 1 日

本様式（様式第 1-1～様式第 2 号まで）による道路台帳補正調書の流れ・記載上の留意事項

- ① 占用申請時に、申請者が様式第 1-1 号の A 欄を記入のうえ、申請書に添付して申請の受付窓口（土木事務所の工事課もしくは支所）に提出してください。

受付窓口から申請書とともに土木事務所維持管理課に回付されます。

- ※ 記入項目のうち「路線番号」「ブロック」「ユニット」とは道路台帳図の図面番号を表し、今回の占用工事に伴い修正を要する図面の区間となります。不明な場合は各工事課に受付窓口で道路台帳図を閲覧し確認のうえ記入してください。



- ② 維持管理課で B 欄を記入し、その「写し」を占用許可書とともに申請者に返却します。

また、同時に企画検査課（道路台帳担当）にも写しが送付されます。（原本は維持管理課で保管）



- ③ 占用工事の完了後、工事完成届を維持管理課に提出します。

それとは、別に②で返却された「写し」を原本として、様式第 1-2 号の C 欄を記入のうえ、企画検査課（道路台帳担当）に提出し、データ（道路台帳等）を借り受けてください。この際の「申請者」は、占用者の指示を受けた測量業者等でも結構です。

なお、借り受け時期は B 欄に記載された補正期日までに補正が完了するタイミングとなります。

- ④ 企画検査課で貸出図書の数量を確認して D 欄を記入し、その「写し」を申請者に返却します。（原本は企画検査課で保管）



- ⑤ 補正の完了後、④で返却された「写し」を原本として、様式第 1-3 号の E 欄を記入のうえ、借り受けた図書（現況平面図、占用平面図、幅員図）、陽画（白焼きコピー等）及び道路現況総括原票とともに企画検査課に提出してください。

この際の「提出者」は A 欄における占用者あるいは C 欄における申請者のいずれかと同等であることが望ましいです。

企画検査課で F 欄を記入し、その「写し」に押印し提出者に返却しますので、それを事務所の貸出図書返却受領書として大切に保管してください。



- ⑥ 補正内容について、後日維持管理課で確認をします。補正内容に不備がある場合には、維持管理課から G 欄の様式第 2 号（再補正命令書）が発行されることがあります。その場合には再度 C 欄以降の手続きの繰り返しとなります。

- ※ 特例工事、承認工事においても本様式を準用しますが、これらは道路管理者において台帳補正を行うので工事施工者側としては C 欄以降の手続きは不要となりますが、補正のための基本情報整理の必要から本様式の提出（A 欄まで記入）が必要となります。

道路台帳に記載すべき事項（道路作成要領 p 2-1 より抜粋）

（１）道路占用平面図

①地上占用物件

- ア 電柱（番号）
- イ 電話柱（番号）
- ウ 道路照明灯（番号） ※特例工事
- エ 信号機 ※特例工事
- オ 消火栓 ※特例工事
- カ アーケード類（歩道上に設置されているアーケード及び日除けはすべて表示する。）

②地下占用物件

- ア ガス（100mm管以上とする。）
- イ 電話（50mm管以上とする。）
- ウ 上水道（150mm管以上とする。）
- エ 下水道（150mm管以上とする。）
- オ 電気（100mm管以上とする。）
- カ 消火栓 ※特例工事
- キ 防火用井戸 ※特例工事
- ク 防火用地下水槽 ※特例工事
- ケ 地下道
- コ 温泉管
- サ マンホール（ガス、電話、電気、下水道、上水道）
- ツ 光ケーブル

③図面の調整年月日

（２）道路現況平面図

側溝、中央帯、防護柵、暗渠（ヒューム管を含む）、法面工事等主要な構造物の名称、種類、延長、形状寸法、ブロック杭等の位置など、上記（１）と並行して調整すること。

（３）道路幅員図

地下占用物件は上記（１）及び（２）と並行して調整すること。

（４）道路現況総括原票

必要箇所を記入すること。（詳細は、道路作成要領 p 4-1）

※ 特例工事とは、道路占用工事のうち、信号機、消火栓、防火用井戸、防火用地下水及び道路照明灯（占用物件）をいう。

※ 記載方法等は道路台帳作成要領 p 8-1 6 「道路台帳作成業務委託 特記仕様書」による。